令和８年（フ）第１００９号
仙台市宮城野区新田東３丁目13番地の３　プロシード仙台小鶴新田102
債務者　小園　良太
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金井　哲志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前11時５分
５　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５０号
宮崎県日南市南郷町南町７番地５　アズーリ南郷210号
債務者　贄田　哲也
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　磯野　健介
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第２３０号
大阪府泉佐野市鶴原502番地（２―205）
債務者　南口　利行
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤野　睦子
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５１２号
大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目４番18号（Ｂ―308）
債務者　勝根　　真
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　春木　由香
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第４８５６号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番16―608号
債務者　髙**橋**　耕藏
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８１号
大阪市住吉区遠里小野５丁目16番18号　ヴィラ・グレースロード　202号
債務者　森下　嘉亮
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　知広
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９１号
大阪府四條畷市大字岡山101の２　にじの家、住民票上の住所大阪府東大阪市加納１丁目７番11号
債務者　坂本　桂蔵(法定代理人補助人田中治)
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本行　有希
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１６２号
千葉県山武市成東2891番地６
債務者　平野　伸明
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１１０号
山口県宇部市常盤台１丁目１番４―203号　旦の辻市営住宅
債務者　河村　　誠
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１７１号
千葉県旭市塙2809番地３
債務者　中島　佑太
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第３５号
岩手県宮古市田代第10地割75番地１
債務者　皆川　大貴
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第１２３号
新潟県小千谷市千谷川１丁目１番12号　信濃川住宅36号室
債務者　山野　綾子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１３７号
新潟県柏崎市新花町６番33号
債務者　瀧澤　秀明
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第６９４号
愛知県瀬戸市幡野町297番地の２　クインシティＨＩＳＨＩＮＯ　711
債務者　古川　　誠
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８６号
名古屋市昭和区川名本町１丁目47番地の２　レイナビル４Ｂ号
債務者　水谷　一彦
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１３号
名古屋市南区桜本町151番地の３　さくらハイツ220号
債務者　谷下澤和行
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３９号
名古屋市南区笠寺町柚の木３　笠寺精治寮病院、住民票上の住所名古屋市南区菊住２丁目５番32号　リアコート１　101号
債務者　富田　玲南
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７９３号
名古屋市港区港明１丁目11番40号　アメニティ港明306号
債務者　堀　　裕子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部